

令和3（2021）年度 部局マネジメント方針

公民連携協働室長

いわさき たかひろ
岩崎 貴宏



私の決意（仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針）

公民連携協働室は昨年4月に組織され、企業や大学が有するノウハウやアイデアを積極的に活用していくことで行政課題の解決に取り組み「行政、企業・大学、市民」の三方が良しとなる関係構築をめざすことと、地域住民で構成する自治会活動を支援する事務の2つを所管しています。



17 企業・大学との連携については、令和3年3月31日現在、包括連携協定は12、事業連携協定は80、パートナーシップ協定は3となっており、多くの企業・大学より幅広いご支援をいただいています。

公民連携協働室は、協定締結はゴールではなく、スタートであるということを常に念頭に置き、企業・大学との丁寧な対話による、協議・調整を心掛けています。

今後につきましても、初心を忘れることなく、多くの企業・大学よりご支援をいただけるよう精力的に努め、また公民連携協働室の調整機能を最大限に発揮しながら、市民サービスの向上に大きく寄与してまいります。



11 本市には、地域で組織された392単位自治会、概ね小学校区単位で組織されている自治会の連合組織の45校区自治連合会、その連合会長・連合女性部長で運営されている本部組織として東大阪市自治協議会があります。東大阪市自治協議会は、各校区自治連合会間の連携を密にし、その相互助成によって、行政活動の基礎となる部分を大きく支えていただいています。自治会は行政と役割分担をしながら、地域内の防犯灯の整備や福祉活動・防災活動への協力や環境問題などの啓発活動など、各種活動を通じて市民の側から自主的にまちづくりを展開しており、今後も引き続き自治会に対して支援してまいります。